

今月のテーマ 「フードイベントと軽減税率制度の飲食設備」

1. Q 食欲の秋、フードイベントでは各店が自慢の一品を掲げて会場を盛り上げています。佐賀城公園のような公共の場をイベント会場とする場合、自前のテーブルやイスだけでなく、公園のベンチ等を利用するケースも考えられます。この場合、軽減税率制度における公園のベンチ等に対する飲食設備はどのように考えればいいですか。

A 軽減税率制度における飲食設備の考え方は、「飲食店側の管理の及ぶ範囲内＝飲食設備」、「管理の及ばない範囲外＝飲食設備非該当」となるようです。また飲食店側と飲食設備を設置又は管理する者が、異なる場合でも“両者の合意”に基づき、顧客に飲食を利用させるとしているときは「飲食設備」に該当することになります。



2. Q つまり、“両者の合意”がある上で公園のベンチ等が利用されていれば、飲食設備の対象となるというわけですね。ただ、フードイベントで大きな公園を会場とする場合、お店と離れた場所に公園のベンチ等が設置されている状況も考えられるため“両者の合意”に基づくものの、実態として管理が及ばないケースも想定できますが如何ですか？

A このことから考えれば、公園のベンチ等についての合意があり、管理が及ぶものが「飲食設備＝外食(標準税率10%)」で合意はあるが管理は及ばないものが「飲食設備非該当＝持ち帰り(軽減税率8%)」になります。そのため、公園ベンチ等に対しては、合意を加え、管理の及ぶ範囲を明示する工夫をしておく必要があります。明示によって購入者がどこで飲食する予定であるか把握しやすくなり、適用税率が判定しやすくなります。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

12月放送は12月10日、24日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

12月 5日、19日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の一句

日本の美しさを理解できる年になりました。 そこで一句…

「中庭で 光輝く 照紅葉」(庭の秋)

♪ 人生を語らず 吉田拓郎

今日の一言

「ノーサイド」(ラグビー言葉)

意味：ラグビーで試合終了のことをいう。試合が終わった瞬間に敵味方の区別がなくなる。戦いのあとはお互いの健闘をたたえ合うという精神が尊重されます。また、ラグビーではゴールをした人がガッツポーズをしない点さわやかです。相撲、剣道もしません。

九星占い (12月)

《一白水星》

冷静さが求められる月です。慌てずじっくりと腰を落ち着けて物事に取り組みと良い結果に繋がるでしょう。目的に応じた貯金が運氣UPに。

《二黒土星》

目上の人や周りの人と対立しないように気をつけてください。周りの人を大切にすると、思わぬ幸運が引き寄せられるでしょう。

《三碧木星》

先走って物事を進めると大きな落とし穴が、先を見据えた判断が必要です。頑固になり過ぎないように注意してください。

《四緑木星》

うまい話に注意、甘い言葉で近づいて来る人には要注意。足元をすくわれるかもしれませぬ。慎重行動するが吉です。

《五黄土星》

忙しい月です。過労や寝不足に注意しましょう。健康管理をしっかりする事で運氣UPに繋がります。健康第一で。

《六白金星》

事前の準備と計画、目標設定が大切な時です。くれぐれも見切り発車などしないようにして下さい。信用第一に考えて運氣UPに。

《七赤金星》

好運月です。物事がスムーズに動き出す時です。金運も良いようですが、調子に乗り過ぎると入った分だけ出て行く事に。財布の紐を締めましょう。

《八白土星》

幸運月です。何事も比較的思い通りに進めることが出来るでしょう。家族サービスがさらなる運氣UPに繋がります。

《九紫火星》

何事も正攻法で対応をすると信用を得られるでしょう。怠けたりズルをするとうちに評判が落ちるので、遠まわりと思っても一歩ずつ進むと吉です。